

「未受診」児童の実数把握へ

堺市 要請に応じ調査実施

堺市教育委員会は2月19日、市内小中学校に対し、歯科健診の事後措置に関する調査を実施した。調査は、2019年度の学校歯科健診で受診の診断を受けたにも関わらず、今年2月時点で未受診になっている子どもの実数や各校における未受診者への対応を聞く内容となっている。

堺・高石・和泉地区は堺市教育委員会に対し、「未受診」児童を生まない仕組みづくりを求めて要請を続けてきた。昨年11月には学校健診を担当する保健給食課と懇談し、「未受診」児童や口腔崩壊をはじめとするハイスルク児童の実態把握を求めた。同課は地区の要請に応じ、本調査を実施し、「未受診」児童の実数把握に踏み出す。

また地区は1月、堺市議会に「未受診」児童

堺市教育委員会からの通知と調査票

教育委員会 2020年3月19日
令和2年3月19日
保健給食課 調査票
(調査票1枚(別紙)・3枚)

令和2年度学校歯科健診事後措置に関する調査について (依頼)

このことについて
記入するが、回答欄

校名	学年	児童数	受診者数	未受診者数	未受診者のうちハイスルク児童数	未受診者のうち口腔崩壊者数	未受診者のうちその他者数	未受診者のうちその他者のうちハイスルク児童数	未受診者のうちその他者のうち口腔崩壊者数	未受診者のうちその他者のうちその他者数
1. 校名										
2. 学年										
3. 調査票										

※回答欄に記入した内容はすべて公開されます。

府内自治体に対し、「未受診」児童とハイスルク児童の実態把握を求めた。2019年6月時点では、22市町村が「未受診」児童の実数把握に取り組んでいる。

大阪市西部・南部地区

根管治療を成功に導く

木ノ本氏 最新の知見を解説



根管治療の最新の知見を解説する木ノ本氏
＝1日、M&Dホール

大阪市西部・南部地区は1日、「感染根管治療・Retreatment——感染制御の要点を知る」をテーマに講習会を開いた。講師は木ノ本喜史氏（大阪大学大学院歯学研究科臨床教授・吹田市開業）。

木ノ本氏は、感染源の除去だけでなく補綴物除去やフバーダム防湿、洗浄・貼薬、CBCT時代のRetreatmentにおける症例の選択と難易度の判定を踏まえた各種アプローチを紹介。難治性症例の原因分析から治療全体を成功へ導くためのポイントが分かりやすく解説された。

最新の知見や術式が豊富に盛り込まれた講演（港区・井村久史）

点数説明会を中止

第12回会
改定情報をWEB配信

協会は14日に理事会を開き、新点数説明会の中止にかかる代替措置や2019年度補正予算、2020年度4・5月の暫定予算を決定した。

新点数説明会については、2月25日に小澤理事長を本部長とする新型コロナウイルス感染症防止にかかる緊急対策本部会議を開き、中央・地区のすべての説明会を中止とすることを決め、理事会で事後承認した。また説明会中止による代替措置については、3月29日以降にYouTubeの協会

また改定関連書籍の購入を当期処理する2019年度補正予算案や、説明会中止の代替措置を盛り込んだ2020年度4月・5月暫定予算案を決定した。

不安を覚える。

宣言が必要か否かは科学的根拠や専門家の意見を踏まえて慎重に判断し、国民の理解を求めなければならぬのは言うまでもない。

臨時休校に伴う保護者の負担増や検査体制の遅れに見られるように、場当たり的で国民生活を後回しにした対応が続く。医療機関への支援も極めて不十分だ。法改正より先にやるべきことをやらない現状を改めるべきだ。

しかし、改定法には専門家の事前聴取も国会の承認要件もない。突然の一斉休校要請では専門家の意見を聞けなかった。独断専行で宣言を出す危険性はぬぐう政府に求めていく。



http://osk-net.org/job/

求人情報サイト

毎月更新 大阪府歯科保険医協会

▷協会HPから申し込み
▷費用は3カ月で1万円

※協会は情報提供のみです。

医院経営

転ばぬ先の法律相談

カルテの開示請求がなされました。請求理由を聞けますか？またどんな場合にでも応じる必要があるのでしょうか？

(40代女性)

第2回 カルテの開示請求に応じる必要は？

原則として開示義務あり

結果・看護計画・添付の画像等が含まれます。また開示請求は原則患者さんご本人ですが、例外的に委任を受けた親族、後見人も含まれる場合があります。厚労省の指針では、死亡されている患者さんの配偶者や子にも開示されるべき場合があります。

他方で、その提供が第三者の利益を害するおそれがあるときや、患者さん本人の心身の状況を著しく損なうおそれがある場合には、例外的に開示を拒むことができます。

私が受けた相談の中では「親族間のもめ事を有利に解決するため」との理由が明示された上での開示請求を拒否した事例がありました。また開示の際の実費請求は可能です。

(弁護士・西晃)

ええい。

臨時休校に伴う保護者の負担増や検査体制の遅れに見られるように、場当たり的で国民生活を後回しにした対応が続く。医療機関への支援も極めて不十分だ。法改正より先にやるべきことをやらない現状を改めるべきだ。

しかし、改定法には専門家の事前聴取も国会の承認要件もない。突然の一斉休校要請では専門家の意見を聞けなかった。独断専行で宣言を出す危険性はぬぐう政府に求めていく。



イラスト・辻井タカヒロ